

現場代理人等及び主任（監理）技術者の適正な配置等について

建設業者の受注機会の拡大を図るため、現場代理人等の常駐義務の緩和を平成28年度より実施してきましたが、建設業法施行令の改正に伴い、国、都道府県、市町村又は独立行政法人等が発注する工事の範囲において令和8年4月1日より次のとおりとします。

なお、この規定は令和8年4月1日以降に公告した工事案件に適用します。また、この規定に記載のない事項については、「監理技術者制度運用マニュアル」及び「綾瀬市現場代理人等常駐義務緩和措置取扱要領」によるものとします。

I 現場代理人等

1 現場代理人等の兼任を認める条件

- (1) 一人2現場まで。
- (2) 必ず連絡員を工事ごとに選定すること。
- (3) 現場代理人等が作業期間中に工事現場を離れる場合は、連絡員が工事現場に常駐し、携帯電話等により常時連絡が取れる状態を確保し、本市との連絡に支障をきたさないこと。
- (4) 請負金額（税込み）が4,500万円（建築一式工事は9,000万円）未満の工事であること。
- (5) 前年度中に完成したいずれかの工事において、その検査報告書の評定点が65点未満でないこと。

2 手続きについて

契約時に提出する「工事着手届」及び「工事現場代理人等選任届」と同時に「現場代理人兼任届」を2部提出すること。

3 その他

- (1) 作業期間中は必ずいずれかの工事現場に常駐していること。
- (2) 兼任の手続きに虚偽があった場合、工事現場の体制に不備が生じた場合、不良な工事となった場合などは、工事成績評定への反映を行うとともに、入札参加資格の停止等必要な措置を行うことがある。
- (3) 兼任配置とすることが適当でないと認められる工事であるときは、入札公告で

明示する。

II 主任技術者

1 主任技術者の兼任を認める条件

(1) 次のア、イのいずれかに該当すること。

ア 請負金額（税込み）が4,500万円（建築一式工事は9,000万円）未満の工事であること。

イ 建設業法第26条第3項ただし書きに基づく専任特例1号に該当すること。

(2) 一人2現場まで。

2 手続きについて

契約時に提出する「工事着手届」及び「工事現場代理人等選任届」と同時に「主任（監理）技術者兼任届」（別紙様式1）を2部提出すること。

3 その他

兼任の手続きに虚偽があった場合、工事現場の体制に不備が生じた場合、不良な工事となった場合などは、工事成績評定への反映を行うとともに、入札参加資格の停止等必要な措置を行うことがある。

III 監理技術者

1 監理技術者の兼任を認める条件

(1) 次のア、イのいずれかに該当すること。

ア 請負金額（税込み）が4,500万円（建築一式工事は9,000万円）未満の工事であること。

イ 建設業法第26条第3項ただし書きに基づく専任特例1号又は2号に該当すること。

(2) 一人2現場まで。

2 手続きについて

(1) 契約時に提出する「工事着手届」及び「工事現場代理人等選任届」と同時に「主任（監理）技術者兼任届」（別紙様式1）を2部提出すること。

(2) 専任特例2号による兼任を希望する場合は、(1)に加えて「監理技術者補佐届」（別紙様式2）を2部提出すること。

3 その他

兼任の手續きに虚偽があつた場合、工事現場の体制に不備が生じた場合、不良な工事となった場合などは、工事成績評定への反映を行うとともに、入札参加資格の停止等必要な措置を行うことがある。

IV 営業所技術者等

1 営業所技術者等（営業所技術者又は特定営業所技術者をいう）と主任技術者又は監理技術者との兼任を認める条件

- (1) 「監理技術者制度運用マニュアル」に記載されている各要件を満たしていること。
- (2) 主任技術者又は監理技術者の専任配置が必要な工事の場合、兼ねる工事現場の数が1以下であること。
- (3) 現場代理人になることは出来ない。

2 手續きについて

契約時に提出する「工事着手届」及び「工事現場代理人等選任届」と同時に「営業所技術者等兼任届」（別紙様式3）を提出すること。

3 その他

兼任の手續きに虚偽があつた場合、工事現場の体制に不備が生じた場合、不良な工事となった場合などは、工事成績評定への反映を行うとともに、入札参加資格の停止等必要な措置を行うことがある。

早見表

表－1

同一工事内での技術者等の兼任

A工事		現場代理人	主任技術者		監理技術者	営業所技術者等
		常駐	非専任 4,500万円（建築一式は9,000万円）未満	専任 4,500万円（建築一式は9,000万円）以上	専任	専任
現場代理人	常駐		○	○	○	×
主任技術者	非専任 4,500万円（建築一式は9,000万円）未満	○				△ 注1
	専任 4,500万円（建築一式は9,000万円）以上	○				△ 注1
監理技術者	専任	○				△ 注1
営業所技術者等	専任	×	△ 注1	△ 注1	△ 注1	

○：兼任可 ×：兼任不可 △：要件を満たす場合は兼任可

注1：営業所技術者等は、「監理技術者制度運用マニュアル」に記載されている要件を満たす場合に限り、主任（監理）技術者と兼任が可能

（表－1の事例）

- ・現場代理人は、同一工事内で主任（監理）技術者と兼任が可能
- ・営業所技術者等は、現場代理人との兼任が不可

早見表

表－２

他工事との技術者等の兼任

A工事 \ B工事		現場代理人		主任技術者		監理技術者
		請負額 4,500万円（建築一式は9,000万円）未満	請負額 4,500万円（建築一式は9,000万円）以上	非専任 4,500万円（建築一式は9,000万円）未満	専任 4,500万円（建築一式は9,000万円）以上	専任
現場代理人	請負額 4,500万円（建築一式は9,000万円）未満	○ 注1	×	○ 注2	×	×
	請負額 4,500万円（建築一式は9,000万円）以上	×	×	×	×	×
主任技術者	非専任 4,500万円（建築一式は9,000万円）未満	○ 注2	×	○	△ 注3	△ 注3
	専任 4,500万円（建築一式は9,000万円）以上	×	×	△ 注3	△ 注3	△ 注3
監理技術者	専任	×	×	△ 注3	△ 注3	△ 注3

○：兼任可 ×：兼任不可 △：要件を満たす場合は兼任可

注1：兼任する各工事に連絡員を定め、連絡員は工事現場に常駐する。

注2：非専任の工事の主任技術者が他の工事の現場代理人を兼任する場合で、現場代理人が作業期間中に工事現場を離れる場合には、連絡員は工事現場に常駐する。

注3：専任の工事であっても主任（監理）技術者は専任特例1号（監理技術者の場合は特例1号又は2号）に該当する場合は兼任可能

（表－２の事例）

- ・ A工事（4,500万円未満）とB工事（4,500万円未満）⇒現場代理人の兼任可能
- ・ A工事（4,500万円未満）とB工事（4,500万円以上）⇒現場代理人の兼任不可
- ・ A工事（非専任）とB工事（非専任）⇒主任（監理）技術者の兼任可能
- ・ A工事（専任）とB工事（非専任又は専任）⇒主任（監理）技術者は専任特例1号に該当する場合は兼任可能

様式 1

主任（監理）技術者兼任届

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

契約者

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

主任（監理）技術者の兼任について、次のとおり提出します。

主任（監理）技術者 氏 名		連絡先	
施工中の 工事	発注機関名		
	工事名称		
	契約期間		
	工事主管課	監督員	
	現場代理人 氏 名	連絡先	
新規請負 工事	工事名称		
	契約期間		
	工事主管課	監督員	
	現場代理人 氏 名	連絡先	

※ 1件あたりの請負金額 4,500 万円（建築一式工事は 9,000 万円）未満の建設工事で、2現場以内とする。

※ 4,500 万円（建築一式は 9,000 万円）以上で専任を要する工事であっても主任（監理）技術者は専任特例 1 号（監理技術者の場合は特例 1 号又は 2 号）に該当する場合は兼任可能とする。

※ 工事現場代理人等選任届と同時に提出すること。

監理技術者補佐届

年 月 日

(宛先) 綾瀬市長

契約者

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

次の工事について監理技術者の補佐を設置しましたので届け出ます。

なお、両工事の施工に当たっては、監理技術者制度運用マニュアルや関係法令等を遵守し、安全管理及び工程管理に万全を期し、万一施工が不適切と判断されたときは、兼任の解除を指示されても何ら異議を申しません。

	監理技術者氏名	連絡先	
施工中の工事	発注機関名		
	工事名称		
	契約期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
	工事主管課		監督員
	補佐氏名		連絡先
	補佐資格		
新規請負工事	工事名称		
	契約期間	契約締結日の翌日 ~ 年 月 日	
	工事主管課		監督員
	補佐氏名		連絡先
	補佐資格		

※監理技術者の補佐について

1. 施工中の工事と新規請負工事と同じ人は配置することはできません。
2. 施工中の工事と新規請負工事それぞれの国家資格等の証明書及び雇用3か月以上がわかるものを添付すること。

営業所技術者等兼任届

年 月 日

(宛先) 綾瀬市長

契約者
住 所
商号又は名称
代 表 者 名

営業所技術者等の兼任について、次のとおり提出します。

営業所技術者等 氏 名		連絡先	
工事名称			
契約期間			
工事主管課		監督員	
現場代理人 氏 名		連絡先	

※ 現場代理人になることは出来ない。